貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和６年１２月)

１２月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	株式会社ジャスト（法人番号６４３０００１００８０４３）　代表者今田美一	北海道札幌市南区真駒内６２７番地３１	本社営業所	北海道札幌市南区真駒内６２７番地２９	R6.12.20	処分日車数１０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	道路運送法施行規則第１５条第１項　他３件	令和６年１１月７日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）事業計画の事前変更届出義務違反（道路運送法施行規則第１５条第１項）、（２）乗務時間等の基準の遵守違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第１項）、（３）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第４８条の２第１項）、（４）輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反（道路運送法第２９条の３）	1	7
	以下余白									